

1 動物の保護管理に関する事業

(1) 県内収容頭数及び措置状況（和歌山市除く）

①収容状況

単位：頭・匹

		狂犬病 抑留	動愛法			計	前年度か らの継続 飼養
			所有者引取	拾得者引取	負傷収容		
犬	成	99	32	32	2	165	21
	幼		29	6	6	41	1
	計	99	61	38	8	206	22
猫	成		34	34	55	123	4
	幼		19	531	138	688	10
	計		53	565	193	811	14
そ の 他	成				0	0	0
	幼				0	0	0
	計				0	0	0

*狂犬病抑留：狂犬病予防法に基づく犬の抑留

*動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取（警察からの依頼含む）、負傷動物の収容）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り 下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ 継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	33	25	0	21	13	51	143	43
	幼		2	0	30	0	7	39	3
	計	33	27	0	51	13	58	182	46
猫	成		2	0	37	49	38	126	1
	幼		0	0	147	267	283	697	1
	計		2	0	184	316	321	823	2
そ の 他	成		0	0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0	0

*返還：「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護に及び管理に関する法律」に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

*引取取り下げ：動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げしたもの